

論点

紛争下の性的暴力 訴追を

ザイナブ・ハワ・バンゲラ氏



Zainab Hava Bangura
紛争下の性的暴力担当国連事務
総長特別代表。シエラレオネ出身。
外相、保健衛生相を歴任。201
2年9月から現職。55歳。

国連は「紛争下の性的暴力に関する最新報告書」を取りまとめ、4月半ば、公表した。

安全保障理事会は、この数年、紛争関連の性的暴力への対策を安全保障と平和構築の最重要課題の一つとして位置づけ、国際社会に取り組みの強化を求めてきた。だが残念なことに、昨年以來、新たな脅威が浮上している。

「イスラム国」やナイジェリア北東部の「ボコ・ハラム」などイスラム過激派組織が、人身売買やレイプ、強制結婚といった性的暴力を「テロの戦術」として用いている事実である。「ボコ・ハラム」は、昨

年4月、ナイジェリア北東部の学校寄宿舎を襲い、女子生徒276人を拉致した。「少女への虐待を、信仰する教義が促している」として、性的暴行を繰り返している。自力で脱出した少女がいる一方で、1年が

過ぎていまだ多くの少女の消息は不明である。「イスラム国」は、昨年8月、イラク北部に住むヤジードイ教徒の何百人もの女性を捕まえ、公開市場で「売買」するなどして、性的奴隷にした。被害を受けているのは、主に民族・宗教的に少数派の女性や少女たちだ。こうした過激派組織は、支配地域の女性を服従させ、虐待する行為を繰り返して、地域住民に恐怖を植え付けている。また、拉致し

た女性を戦闘員への「贈呈品」とすることも多い。その様子をソーシャル・メディアを使って世界中に宣伝し、新しい戦闘員の確保に利用している。報告書では、こうした女性の尊厳を踏みにじる残虐な行為を行っている武装組織は、確認されただけで45あると指摘。過激派組織だけでなく、政府軍や反政府組織の場合もある。喫緊の対策として挙げられるのは、紛争当事国において、性的暴力を犯罪としてきちんと訴追できるように法の枠組みを強化し、司法に携わる人々の能力を向

上させ、加害者の不処罰をなくすことである。和平交渉の過程で、性的暴力の加害者を恩赦の対象から外すことも必要であろう。昨年6月、ロンドンで開かれた「紛争下の性的暴力の撲滅を目指すグローバル・サミット」では、国際機関の担当者や各国外相、研究者、被害を受けた当事者らが一堂に会し、この課題について話し合った。その結果、例えば、コンゴ民主共和国は、大統領直轄の「紛争下の性的暴力及び子ども徴兵担当」を任命して取り組みを強化する、また、長期内戦が続くコロンビア

では、和平交渉の場に被害者の生の声を生かす機会を増やすなど、紛争当事国のいくつかは撲滅に向けた対策を表明している。今回報告書は、深い傷を負った被害者や家族に対し、経済面、医療面、心理面から支援すること、紛争の初期段階から優先課題として性的暴力防止に取り組むこと、より多くの女性が平和構築の過程に参加することなどを、国際社会に求めている。紛争下の性的暴力との闘いは続く。国際社会の強い政治的意思と行動があれば、形勢は必ず変えられると、私は信じている。